

記号の見方 時日時 場会場 内容 対象 定員 費用 申込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

# みんなの広場

## お知らせ

### 千葉県公式LINEの登録を お願いします

リニューアルした千葉県LINE公式アカウントでは、県内各地の観光やイベント、お役立ちセミナー情報など、ほしい情報だけ選んで受け取ることができます。

また、八街市はもちろん、通勤・通学先のある市町村など、選んだ地域の防災情報が受け取れるので、外出先でも安心です。



千葉県公式LINE登録

子育て世帯が、お買い物などで特典がもらえる「電子版チーパス」も表示できます。

千葉県報道広報課  
☎223・3785

### 自動車税を 納期限までに納めましょう

自動車税の納期限は6月1日(月)です。5月1日(金)に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、納期限までに納めましょう。

### 納付方法

納税通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所などでの現金納付

のほか、次の支払方法が利用できます。

- ・スマートフォン決済アプリ
- ・クレジットカード
- ・インターネットバンキング
- ・口座振替(ダイレクト方式)
- ・Pay-easy(ペイジー)

### 佐倉県税事務所

☎483・1150  
千葉県自動車税事務所  
☎243・2721

### 自動車税を 納期限までに 納めましょう



### 赤十字活動資金へのご協力を

日本赤十字社が行う災害救助活動、心肺蘇生、AEDなど講習普及などのさまざまな人道的活動は、地域住民の皆さんからお寄せいただく活動資金によって支えられています。日本赤十字社では、活動のさらなる拡大のため、毎年5月・6月を「赤十字運動月間」と位置づけ、活動資金の募集強化に取り組んでいます。本年も活動へのご理解・ご協力をお願いします。



日本赤十字社  
千葉県支部 HP

### 日本赤十字社千葉県支部

☎241・7531

### 土地家屋調査士による登記相談

時 5月13日(水)  
午前9時～正午

場 千葉地方方法務局佐倉支局  
(佐倉市表町1丁目20番地11)

- ・千葉地方方法務局成田出張所(成田市郷部1322番地)

### 土地境界問題、土地分筆、建物新築の登記など

無料(事前予約不要)

### 千葉県土地家屋調査士会

印旛支部  
支部長 塚本 健太郎  
☎423・7441

## 漏水調査を実施します

安定した水量、水圧、水質を維持し、市民の皆さまに安心して水道水を使っていたため、水道管の漏水調査を実施します。

調査は、市が委託した業者が実施します。調査員は必ず「調査員証」を携帯し、「腕章」を身に付けています。

### 実施業者

ヴェオリア・ジェネッツ(株)

関東支店  
☎048・749・1405

### 調査期間

5月～令和9年3月

※昼間の時間帯に作業を行います。実施業者がお声掛けしますので、敷地内への立ち入りにご協力ください。



場 上下水道課  
☎443・1440

## 生活にお困りの方は相談を

経済的に困窮するおそれのある方や、現在、生活に困窮する世帯を対象に、相談窓口を設けています。お困りの方はご相談ください。

### 八街市自立相談支援窓口

八街市社会福祉協議会(八街市社会福祉協議会内)  
経済的な困りごとや就労の不安などを支援員に相談し、解決に向けて、一緒に考えていきます。

### 生活保護の相談窓口

生活保護の申請は、国民の権利です。生活保護制度は、収入の減少や預貯金などの資産を活用しても、現在の生活

### 生活保護相談

社会福祉課  
☎443・1622

### 八街市自立相談支援窓口

八街市社会福祉協議会  
☎312・0766

## パブリックコメント募集

※案件の詳細は、市ホームページ・閲覧場所でご確認ください。また、ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

案件名	募集期間	担当課
八街市コミュニティバス「ふれあいバス」の運賃改定(案)	5月1日(金)～6月1日(月)	企画政策課 ☎443-1114



八街市  
ホームページ

### <意見提出ができる方>

- ①市内に在住、在勤または在学している方
- ②市内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ③この案件に利害関係のある方

### <主な閲覧方法>

- ①市ホームページ
- ②担当課窓口
- ③図書館
- ④南部老人憩いの家

※このほかに閲覧場所を追加している場合があります。

### <意見提出方法>

意見書に必要事項を記入し、募集期間内に次の方法で提出

- ①担当課に持参、郵送、FAX、メール
- ②各閲覧場所に備え付けの意見箱へ投函

※意見書は、市ホームページ・閲覧場所から入手可能です。